

一般社団法人日本脊椎インストゥルメンテーション学会

評議員会運営規則

(総 則)

第1条 この規則は、当法人の定款第23条の定めに従い、評議員会の運営に関する事項について定める。

(代理人によって議決権を行使する場合の手続き)

第2条 評議員が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、委任者である評議員の記名がある委任状を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項に定める書面は、評議員会ごとに提出しなければならない。
- 3 第1項に定める書面が提出されなかったときは、当法人は、当該評議員会における当該代理人による議決権の行使を認めないことができる。

(令和3年11月8日理事会承認)